

生け垣助成金がリニューアルしました

新名称

清瀬市みどりの保全・創生に関する助成金

※ 施工前に相談及び申請が必要です。

目的:緑の保全・創生の促進を図る

既存メニュー: ①生け垣の造成

追加メニュー: ②花壇の造成 ③フェンスの緑化

④萌芽更新や危険木の剪定及び病害虫防除等による樹木の剪定伐採

助成要件

①,②,③ 総延長3m以上、幅員4m以上の道路に面している等

④ 胸高直径15cm以上かつ樹高5m以上等

※ いずれも現地調査を実施し、助成金の交付決定いたします。

対象者: 個人が居住するための宅地又は所有する雑木林

対象経費: 対象経費の2分の1 (限度額10万円)

適用除外: 既存の生け垣を作り替える場合、行政が指定した樹木及び
緑地、開発行為、営業、市税滞納等

問い合わせ: 清瀬市 都市整備部 水と緑と公園課 緑政係

TEL042-497-3267

① 生け垣の造成

(生け垣とは、樹高のほぼ均一な樹木を植樹し、竹及び丸太等を支柱として用いる垣根をいう)



要件

- ・樹木の高さ 80cm以上 ・植栽数1mあたり 2 本以上
- ・総延長3m以上(道路に面している部分に限る)
- ・生垣の前にフェンスを設置する場合、透過率 70%以上
- ・植栽にあたってブロック塀を撤去する場合、地表から 60 cm以上の高さ(道路に面している部分に限る) ・幅員4m以上の道路に面している

基準額

- ・造成 1mあたり 10,000 円とし、10m上限
- ・ブロック塀等の撤去 1mあたり 5,000 円とし、10m上限

② 花壇の造成



要件

- ・総延長3m以上(道路に面している部分に限る)
- ・道路境界から奥行 70 cm以上かつ面積 2.1 m²以上(縁石含む)
- ・植栽数は1m²あたり花卉(多年生植物)12 株、低木(植栽時に 0.3m以上 1.2m未満)は 5 株を標準とする
- ・造成にあたってブロック塀を撤去する場合、地表から 60 cm以上の高さ(道路に面している部分に限る) ・幅員4m以上の道路に面している

基準額

- ・造成(花卉の購入を含む) 1mあたり 10,000 円とし、10m上限
- ・ブロック塀等の撤去 1mあたり 5,000 円とし、10m上限

③ フェンスの緑化



要件

- ・既存及び新たに設置するフェンスに多年生つる性植物を列植すること
- ・総延長3m以上(道路に面している部分に限る)
- ・フェンスの後ろ側に植栽する場合、透過率 70%以上
- ・フェンスの緑化にあたってブロック塀を撤去する場合、地表から 60 cm以上の高さ(道路に面している部分に限る)
- ・幅員4m以上の道路に面している

基準額

- ・フェンスの設置 1mあたり 5,000 円とし、10m上限
- ・フェンスの緑化 1mあたり 2,000 円とし、10m上限
- ・ブロック塀等の撤去 1mあたり 5,000 円とし、10m上限

④ 樹木の剪定、萌芽更新及び樹木の伐採

要件

- ・樹木の繁茂による剪定、萌芽更新のほか危険木が倒れることで人命及び財産に被害を及ぼすおそれ又は病害虫の被害等による枯死枯損があること
- ・樹木の伐採は、胸高直径が 15 cm以上かつ樹高5m以上